

高齢者の在宅生活を 支えます

市では、高齢者の皆さんの在宅生活を支援するため、次のようなサービスを行っています。

お問い合わせは、**高齢者支援課地域包括支援室(2階)**
☎(20) 1 5 8 3、FAX (26) 6 7 8 8へ。



あんしん電話事業

市内在住の①単身高齢者②高齢者世帯③日中または夜間独居の高齢者の方に、緊急時に外部と連絡を取るための緊急通報装置とペンダントを貸し出します（電話回線が必要）。

ボタンを押すとコールセンターにつながり、緊急時には救急車の要請や、事前登録した協力員への連絡を行います。

※所得に応じて自己負担が発生する場合あり。



家族介護慰労金

介護保険制度において要介護4・5と認定された方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。

※市民税非課税世帯が対象。



家族介護用品支給事業

要介護4・5の方を同居で介護する家族が、紙おむつ等を1割の負担で購入できます（事前申請が必要）。

※市民税非課税世帯が対象。

※同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象外。

※社会福祉協議会で行っている紙おむつの支給と本事業の併用不可。



徘徊感知システム事業

徘徊する高齢者に徘徊感知器を所持させて、行方不明になった時にGPSシステムを利用して位置を特定します。

※利用料など自己負担あり。

